東京大学大気海洋研究所附属国際・地域連携研究センター地域連携研究部門大槌研究拠点共同研究員宿泊棟使用規則

制定　令和４年２月１６日

（目的）

第１条　東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）附属国際・地域連携研究センター地域連携研究部門大槌研究拠点（以下「大槌研究拠点」という。）共同研究員宿泊棟（以下「宿泊棟」という。）は、大槌研究拠点の施設を利用し研究に従事する研究者等の宿泊に供することを目的とする。

（使用者の資格）

第２条　宿泊棟を使用できる者は、次に掲げる者とする。

（１）大槌研究拠点の施設を利用して研究を行う者。

（２）前号に定めるもののほか、東京大学大気海洋研究所附属国際・地域連携研究センター地域連携研究部門長（以下「部門長」という。）が適当と認めた者。

（使用の手続）

第３条　宿泊棟を使用しようとする者は、あらかじめ所定の宿泊棟使用申込書に必要事項を記入の上、原則として１週間前までに大槌研究拠点事務室へ提出し、部門長の許可を得なければならない。

（使用料）

第４条　使用を許可された者は（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。既納の使用料は、還付しない。

（使用者の義務）

第５条　使用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）建物、設備、備品を丁寧に取り扱うこと。

（２）火災、盗難、その他の事故防止に努めること。

（３）他の使用者に迷惑をかけないこと。

（４）その他本所が別に定める事項に従うこと。

（原状回復等）

第６条　使用者は、その責に帰する事由により、建物、設備又は備品をき損又は滅失した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（転貸等の禁止）

第７条　使用者は、宿泊棟をその用途以外に供し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用の取消等）

第８条　部門長は、使用者がこの規則又は研究所が別に定める事項に違反したときは、その使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

（その他）

第９条　この規則のほか、宿泊棟の使用に関する必要な事項は別に定める。

附　則　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１泊１室利用料（ただし、ドミトリーは１泊１人当り）

区分	学生	教職員	冬季料金
４人部屋	5,100円	9,600円	300円
２人部屋	2,000円	4,300円	300円
個室	1,400円	3,300円	300円
ドミトリー	700円	1,300円	160円

※別途、クリーニング代等実費相当額を初日に徴収するものとする。

※冬季・・・１１月～４月